

いしのまき

JUL.2014
平成26年7月15日号
No.147 (7月15日発行)



子どもたちに 笑顔と元気振りまく 全国のご当地キャラが練り歩き

主な内容

- P2・3 ----- 明日へと響け
復興のつち音
- P4・5 ----- 復興事業の進捗状況
- P6~8 ----- 震災復興情報

石巻の子どもたちに笑顔と元気を届けようと、「ご当地キャラクターin石巻練り歩き」が6月28日(土)、中心市街地で行われました。石巻市の「いしびい」や宮城県の「むすび丸」に加えて関東、関西、四国など全国各地から集まった約20体のキャラクターたちが石巻まちなか復興マルシェから石巻駅前までの約1.5*₀を行進しました。愛きょうを振りまくキャラクターたちに沿道の子もたちは大喜びで、一緒に写真撮影をしたり握手をしたりとふれあっていました。

防災「合言葉」受賞作品



石巻市イメージキャラクター

《優秀賞》
わすれない、
あの日の気持ち大切に
まよわずめざせ、ひなん場所

中里小3年 遠藤 陽菜

平成25年度石巻市学校防災推進会議



湊小学校 6月17日(火)
避難訓練の様子



問 学校安全推進課 (内線5082)

石巻魚市場の復旧工事が進んでいます

～石巻市水産物地方卸売市場石巻売場建設の進捗状況～



石巻魚市場全景(平成26年6月23日撮影)

新石巻魚市場のイメージ図(全景)



石巻魚市場の旧施設は、昭和49年に建設され、上屋根の長さ(約650メートル)と水揚げ岸壁の長さ(約1,200メートル)は、いずれも日本一の長さを誇っていました。

現在は、仮設荷捌き施設での水揚げが行われています。



仮設荷捌き施設での水揚げの様子

新石巻魚市場のイメージ図(管理等)



新施設は、中央棟、東棟、西棟の3棟で構成。上屋根の長さは、旧施設の約1.4倍(約880メートル)となる予定です。国内のみならず海外への輸出も視野に入れた漁獲物の付加価値向上を実現する「高度衛生管理型施設」となります。



石巻市水産物地方卸売市場石巻売場建設事業工程表

	平成25年					平成26年												平成27年												
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8					
第一期工事						工事期間：9か月									仮使用荷捌き施設															
第二期工事																		仮使用荷捌き施設					本設荷捌き施設							
第三期工事						仮使用荷捌き施設													仮設荷捌き所施設										工事期間：10か月	

東棟外観(東側から撮影)



東棟外観(南側から撮影)



▲平成26年6月撮影

① 東棟

東棟は、海外旋網カツオゾーンです。大型選別機とベルトコンベアで、直接トラックに積み込みを行う荷捌き所になります。

7月末に完成予定で、その後は、仮設荷捌き施設に代わり、荷捌き施設としての仮使用が開始となる予定です。



新石巻魚市場のイメージ図(荷捌き室)

② 西棟

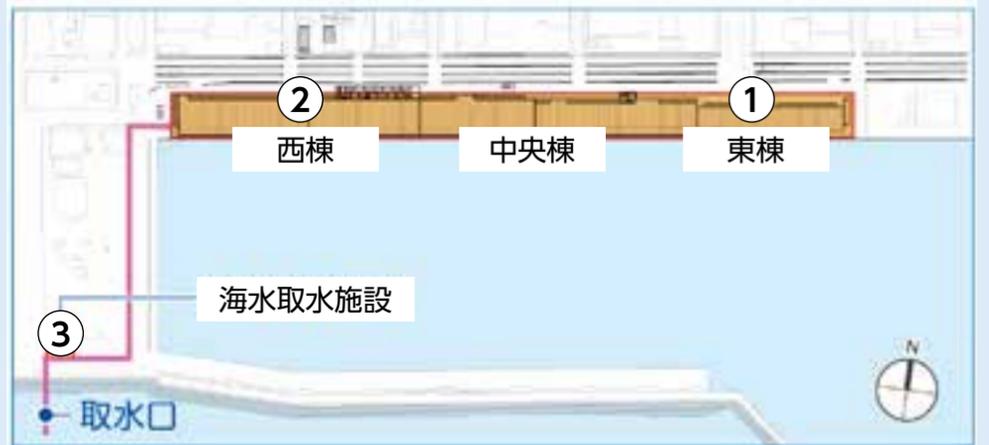
西棟は、沖合・近海小型底曳きゾーンです。

西棟建設予定地の西側では、地盤工事が行われています。平成27年3月の完成を目指しています。

東側には、仮設荷捌き施設が建てられており、平成26年9月から着工予定となっています。



▲平成26年6月撮影



③ 海水取水施設



水揚げされた魚等の洗浄等に使用される海水を取水する施設です。

▲平成26年6月撮影



海水は、地下に埋設されたパイプを通り、荷捌き施設へ送られます。

主な復興事業の進捗状況と今後の予定 (第22回:テーマ「市街地における防災集団移転促進事業の状況」)

毎月15日号では、主な復興事業の進捗状況と今後の予定をお知らせしています。
 今回は、市街地における防災集団移転促進事業の進捗状況を紹介します。
 次回は半島部の状況について紹介します。

〈防災集団移転促進事業とは〉

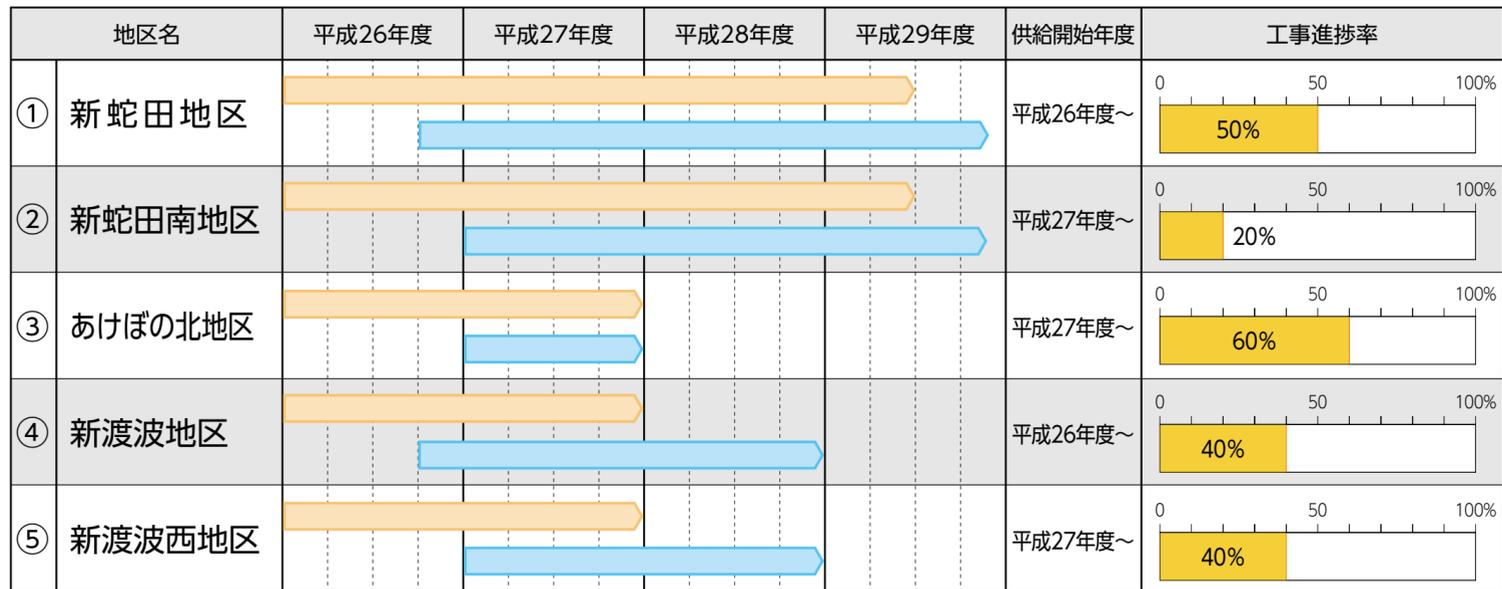
災害危険区域内にある住居を、高台や内陸部へ集団で移転することを促進する事業です。
 市が移転先を整備し、移転対象者に住宅敷地を賃貸または譲渡します。

〈災害危険区域とは〉

津波等の自然災害から市民の生命を守るため、法律に基づき、居住の用に供する建築物(住宅・アパート・ホテル・民宿・児童福祉施設・医療施設など)の新築・建替え・増改築を禁止するものです。

石巻市は平成24年12月1日に区域指定を行いました。

○整備スケジュール



○移転先となる住宅地(市街地部)



土地利用計画図 凡例



○防災集団移転における生活再建支援

防災集団移転促進事業

- 住宅ローンに対する助成:最大708万円(利子補給)
- 引っ越し費用等に対する助成:最大78万円(実費補助)

+

生活再建支援

- 基礎支援金:被害の程度に応じて支給
 申込期限 平成27年4月10日
- 加算支援金:被災世帯の生活再建方法に応じて支給
 申込期限 平成30年4月10日

住宅地の詳細

地区名	面積	計画人口	計画戸数	移転先宅地	公営住宅	土地利用計画図	工事写真(H26.5月末時点)
① 新蛇田地区	46.5 ha	3,500 人	1,225 戸	690 戸	535 戸		
② 新蛇田南地区	27.4 ha	2,050 人	612 戸	285 戸	327 戸		
③ あげぼの北地区	5.6 ha	490 人	204 戸	42 戸	162 戸		
④ 新渡波地区	17.8 ha	960 人	193 戸	84 戸	109 戸		
⑤ 新渡波西地区	11.1 ha	570 人	181 戸	51 戸	130 戸		

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確かめ
上り足を踏む



お楽しみ
いっぱい

復興公営住宅等移転(引越し)補助金についてのお知らせ

復興公営住宅等移転補助金とは?

応急仮設住宅等(みなしを含む。以下同じ)から市内の復興公営住宅その他の公営住宅(以下復興公営住宅等)という、市内の民間賃貸住宅等へ移転(引越し)し、応急仮設住宅等の退去(明渡し)の手続きが完了した場合に補助金(定額10万円)を交付します。(平成23年3月12日以降の移転が対象です)

補助金交付対象者(原則として世帯主)

〈次のいずれも満たす方〉

- ①半壊以上の判定を受けた被災者(東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、リ災証明書により被害を公的に証明された方)
- ②応急仮設住宅等に入居していた世帯(応急仮設住宅等における生活実態がない場合を除く)
- ③応急仮設住宅等から市内の復興公営住宅等、または市内の民間賃貸住宅等に移転した世帯
- ④応急仮設住宅等の退去(明渡し)の手続きが完了している世帯

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・応急仮設住宅等から持ち家に移転した世帯
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・防災集団移転促進事業に係る補助金の交付対象世帯
- ・東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の交付または交付決定を受けている世帯
- ・東日本大震災被災者危険住宅移転事業補助金の交付または交付決定を受けている世帯
- ・生活保護受給世帯
- ・市税に滞納がある世帯
- ・暴力団員等がいる世帯
- ・他の地方公共団体による同様の補助金の交付対象世帯
- ・市外へ移転したまたは移転しようとする世帯

補助金額

10万円 ※1世帯につき1回限りの定額補助となります。

補助金交付申請

要電話予約(7月1日(火)より受付中)

申請等に必要な書類等

- ・補助金交付申請書
- ・リ災証明書(写し)
- ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されたもの)
- ※復興公営住宅等に移転した場合は提出不要(市内の復興公営住宅および市営住宅に限る)
- ・応急仮設住宅等からの移転先の入居に関する契約書(写し)
- ※申請の際は契約書(原本)をご持参ください。
- ・移転完了報告書
- ・補助金請求書
- ・振込口座の預金通帳
- ・印鑑(ゴム印・スタンプ印は不可)
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、住基カード等)
- ・その他必要な書類

申請書等は生活再建支援課および各総合支所保健福祉課窓口で配布しています。またホームページからもダウンロードできます。

☎☎ 生活再建支援課(内線4761~4768)
各総合支所保健福祉課

復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。
※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

特区名(認定日)	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更認定	渡波、荻浜、田代、牡鹿、雄勝、北上の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111(内線241) 市雄勝総合支所地域振興課☎57-2111 市北上総合支所地域振興課☎67-2111
民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日変更認定	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、蛇田、開成の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日)	蛇田、稲井、渡波、河南、河北、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業飲食業等	市農林課(内線3559)

- ### 復興特区の種類
- ### 税制特例の内容
- ①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
 - ②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
 - ③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
 - ④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。
※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができません。
 - ⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。

- ### 手続き
- ①指定事業者の指定申請・指定書の交付
・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
 - ②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。
 - ③国税、地方税窓口での手続き
・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

☎ 商工課(内線3525・3526)

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確認の
上、応募を



お楽しみ
いっぱい



相談あない

●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

と き 7月25日(金)・26日(土)・8月29日(金)・30日(土)
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構東北支店 ☎022-227-5035
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・被災ローン減免制度・金銭貸借・離婚・家庭内暴力・解雇・パワハラ・未払賃金
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
- ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	と ころ	相談時間	相談担当者
7月23日(水)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田1-122)	午前10時～午後4時	弁護士 社会福祉士
7月29日(火)	仮設向陽団地集会所 (向陽町5丁目13-1)		

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

●被災従前地買取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設していますので、お知らせします。

と き 毎週 木曜日 午前10時～午後5時
毎週 日曜日 午後1時～5時 ※相談日が祝日の場合も実施

と ころ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター
(内線5541・5542) ☎98-8986
午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

問 用地課(内線5535・5536)



パブリックコメント「石巻市地域防災計画(素案)」

市では、「石巻市地域防災計画」の見直しを進めており、市民の皆さんから素案に対するご意見を募集しています。

閲覧場所 市役所4階情報公開コーナー、危機対策課、各総合支所、各支所、ホームページ

対 象 ●市に在住・在勤・在学の方 ●市内の事業者と団体
●市に納税義務を有する方 ●本件に関して利害関係を有する方

提出方法 ご意見は、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を必ず記載の上、危機対策課へ郵便、FAXまたはEメールで送っていただくか、危機対策課に直接持参ください。

※ホームページに意見書の参考様式を掲載しています。

提出期限 7月25日(金)午後5時(郵便は当日消印有効)

提出先 〒986-8501〔住所不要〕 危機対策課
FAX94-8681 ☒ ispragdi@city.ishinomaki.lg.jp

問 危機対策課(内線4168)



第2回復興公営住宅事前登録のご案内

復興公営住宅の第2回事前登録の受け付けを行います。第1回事前登録で決定となっていない方に、ご案内を郵送しました。入居するためには、改めて申し込みされますようお願いいたします。

受付期間 7月15日(火)～8月20日(水)

受付場所 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)

平日 午前9時～午後5時

休日開庁日 8月3日(日)、17日(日) 午前9時～午後1時

各総合支所地域振興課

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

申・問 市役所3階 事前登録相談窓口(37番窓口)
(内線3981～3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

午前9時～午後5時(土日・祝日は除く)



東日本大震災で被災された国民健康保険および後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

次のいずれかに該当する場合は、病院受診時の窓口負担(一部負担金)が免除されます。7月31日(木)までの免除証明書をお持ちの方については、平成26年度の所得状況により改めて判定し、7月下旬に証明書を発送します。

対 象

- ①り災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯主および同一世帯で国民健康保険に加入している方すべてが市民税非課税の世帯
 - ②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯の方で、世帯主および国民健康保険に加入している方すべてが市民税非課税の世帯
- ※後期高齢者医療の方は、世帯全員が市民税非課税であることが要件となります。

免除期間

8月1日(金)～平成27年3月31日(火)

※免除要件に該当し、証明書が届かない方は、申請を必要とする場合があります。

※一部負担金の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で免除証明書の提示が必要です。

申・問 保険年金課(内線2343・2345・2349)



東日本大震災で被災された介護保険被保険者の皆さんへ

次のいずれかに該当する場合は、介護保険利用料の費用(利用者負担)が免除されます。7月31日(木)までの免除証明書をお持ちの方については、平成26年度の所得状況により改めて判定し、7月下旬に証明書を発送します。

対 象

- ①り災証明書が全壊または大規模半壊の方で、市民税非課税世帯の方
- ②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で、市民税非課税の方

※別途確認書類が必要です。

免除期間

8月1日(金)～平成27年3月31日(火)

※8月1日(金)以降にこの条件に該当している場合は申請が必要となります。

○手続きに必要なもの

- ・被保険者証 ・印鑑
- ・免除対象となることが確認できる書類(り災証明書、非課税証明書等)

※代理の方が手続きを行う場合には、身分証明書を必ず持参してください。

申・問 介護保険課(内線2439・2442)、各総合支所保健福祉課

親子市政教室の参加者募集

と き 第1回 7月28日(月) 第2回 8月6日(水)
いずれも午前10時30分～午後2時30分

見学先 ○市議会 議場見学
○子どもセンター「らいつ」見学 } 徒歩移動
○まちなか復興マルシェ(昼食各自)
○石巻魚市場見学 } バス移動
○新渡波地区公園団地見学

定員 各日小学4年生以上の親子20人〔先着〕

参加費 無料(昼食は各自負担)

申込方法 7月17日(木)午前8時30分から電話で事前にお申し込みください。

集合場所 市役所5階市民サロン 午前10時30分

注意事項 悪天候等により、コース内容等の変更、または中止になる場合があります。

申・問 秘書広報課(内線4022・4023)



市議会 議場



子どもセンター「らいつ」

イベント

「記憶の街ワークショップ in 石巻」開催!

NHK番組「ふるさとの記憶」でおなじみの、復元模型プロジェクトを開催します!

縮尺1/500の大きさを復元された、震災前の門脇・南浜地区、湊地区、中瀬地区の模型が市内を巡回します。皆さんぜひご参加ください!



と き		と ころ
7月26日(土) 27日(日)	午前9時30分 ～午後6時	向陽地区コミュニティセンター (向陽町4丁目9-11)
28日(月) 29日(火) 30日(水)	午前10時～午後5時 午前9時～午後5時 午前9時～午後4時	包括ケアセンター(南境字新小堤25-1)
31日(木)	午前10時～午後8時	こはく石巻フューチャーセンター (中央2丁目2-13) ※湊地区の模型を展示
8月1日(金)	午前10時～午後8時	(有)開北ビル(中央2丁目7-6) ※門脇・南浜地区、中瀬地区の模型を展示

※模型の移動・設営の都合によりワークショップ・展示の時間が前後することがあります。

問 「失われた街」模型復元プロジェクト事務局
☎078-335-5512 URL www.losthomes.jp/
市復興政策課(内線4218)

お知らせ 企業立地等促進条例助成制度

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

問 産業推進課(内線3544・3548)

お知らせ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間は、7月10日(木)から10月31日(金)までです。

対象になると思われる方には、順次申請書をお送りします。

問 ○福祉総務課 ○子育て支援課

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

専用ダイヤル ☎90-8043・8044

午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

お知らせ 7月の休日急患担当医 変更のお知らせ

と き	変更前	変更後
27日(日) 午前9時～午後5時	高砂本家歯科医院 24-2311(三和町)	松尾歯科医院 25-4830(清水町2丁目)

問 健康推進課(内線2417)

「石巻に恋しちゃった♡」～夏恋～ 参加者募集

さまざまな趣味や特技を持つ「達人」たちによる体験プログラム第5回「石巻に恋しちゃった」を開催します。 ※詳細はホームページをご覧ください。

と き 7月19日(土)～8月24日(日)

と ころ 石巻市、東松島市、女川町内の各地

申・問 NPO法人石巻復興支援ネットワーク ☎・FAX 23-8588

✉ ishikoi@yappesu.jp URL <http://ishikoi.com>

問 市地域協働課(内線4238)

市内国有林の測量作業

宮城北部森林管理署では、渡波地区、湊地区、不動沢地区、雄勝町羽坂地区の国有林の境界標識を復元するため、7月から11月末までの期間に境界検測作業を行います。測量の際、隣接地へ立ち入り作業を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

問 東北森林管理局 宮城北部森林管理署 ☎0229-22-2074

7月は「河川愛護月間」です

川の環境を守り、安全で美しい川のせせらぎがいつまでも残せるように、「河川愛護」と「河川美化」へのご理解、ご協力をお願いします。なお、河川へのゴミの不法投棄を発見した時にはご連絡ください。また、油の流出を発見した場合は、最寄りの消防署・警察署・市町村役場等へご連絡ください。

問 北上川下流河川事務所 ☎84-9851

●おわびと訂正

市報7月1日号に掲載した石巻市職員募集記事のうち、石巻市の初級(機械)については募集を行わないこととなりました。訂正して、おわび申し上げます。

問 人事課(内線4066)

表記の見方 **申** 申し込み **問** 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 ✉ Eメール

電話番号案内

市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111

北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成26年8月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社